

林業技術者養成講習要綱

制定 令和元年11月7日 元信木第297号

改正 令和2年8月24日 2信木第242号

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県林業総合センター等において行う林業技術者の養成講習に関し必要な事項を定めるものとする。

(養成職種、養成定員及び養成時間)

第2 林業技術者の養成職種、養成定員及び養成時間は、別表第1のとおりとする。

(養成科目及び時間数)

第3 養成科目及び時間数は、別表第2のとおりとする。

(受講者)

第4 林業技術者として養成講習を受けることができる者は、林業に携わっている者その他の知事が適当と認めた者とする。

(受講志願の手続)

第5 林業技術者として養成講習を受けようとする者は、林業技術者養成講習受講願(様式第1号)に、写真(横24ミリメートル 縦30ミリメートル、無帽、無背景、正面、上三分身)を添え、居住地を管轄する地域振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(公告)

第6 第5に定めるもののほか、受講志願の期間、その他受講志願に関し必要な事項は、そのつど公告する。

(修了)

第7 知事は、所定の課程を修了した者に修了証書(様式第2号)を授与する。

(受講料)

第8 受講料は、徴収しない。

令和元年11月7日から施行する。

(別表第1)

養成職種、養成定員及び養成時間

養成職種	養成定員	養成時間
伐木造材機械	30人以内	19時間
伐木造材機械（補講）	100人以内	2時間30分
林業架線	20人以内	100時間

(別表第2)

養成科目及び時間数

養成職種	養成科目		時間数		
	教科目	教科範囲	学科	実技	計
伐木造材機械	伐木等作業に関する知識及び方法	伐倒の方法及び合図 退避の方法、造材の方法 かかり木の種類及び処理 下肢の切創防止用保護衣等の着用	4	5	9
	チェーンソーに関する知識及び操作	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立て方法	2	4	6
	振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2		2
	関係法令	労働安全衛生規則及びその他関係法令	1		1
	その他	確認試験等	1		1
	計		10	9	19
伐木造材機械（補講）	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣の着用	1		1
	関係法令	法令及び新安衛則中の関係条項	1		1
	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣の着用		0.5	0.5
	計		2	0.5	2.5
林業架線	機械集材装置及び運材索道に関する知識	機械集材装置の集材機、搬器、支柱及び附属器具 機械集材装置の索張り方式 運材索道の運材機、搬器、支柱及び附属器具 運材索道の種類 鋼索 最大張力の算定 主索の検定	20		20

林業架線作業に関する知識	機械集材装置の組立て、解体等の方法 運材索道の組立て、解体等の方法 集材方法 運材方法	14		14
林業架線作業に必要な力学に関する知識	力（つり合い、合成、分解及びモーメント） 重量及び重心 滑車 速度及び加速度 荷重、応力、材料の強さ及び安全係数	12		12
関係法令	労働安全衛生規則及びその他関係法規	4		4
索張り及び控えのとり方並びに点検	索の張り方 控えのとり方 主索、えい索、作業索、控索、台付け索及び荷吊り索の点検		10	10
支柱、盤台等の作り方及び点検	支柱の建て方及び点検 アンカのとり方及び点検 盤台の作り方及び点検		10	10
機械集材装置及び運材索道の主要機器の据付け方法並びに点検	集材機の据付け方法及び点検 運材機の据付け方法及び点検 制動機の据付け方法及び点検 搬器及び附属器具の点検		4	4
主索の安全係数の点検	主索の緊張度の検定 主索の張力の検定		4	4
鋼索の止め方及び継ぎ方	鋼索の止め方 鋼索の継ぎ方 鋼索の種類及び取扱い		4	4
重量目測	重量目測		2	2
荷かけ及び荷はずし	荷かけの方法 荷はずしの方法 合図及び危険区域		4	4
運転実習			12	12
計		50	50	100

(様式第1号) (第5関係)

写真欄
(24×30ミリ
メートル)

林業技術者養成講習受講願

長野県林業総合センター所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生 年 月 日

電 話 番 号

林業技術者養成講習（養成職種）を受けさせてください。

(様式第2号) (第7関係)

写真欄
(24×30ミリ
メートル)

第 号

修了証書

住 所

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、 年度長野県林業技術者養成講習（養成職種）課程を修了したことを証する。

年 月 日

長野県林業総合センター所長 印